

多様化する保育需要について〔 4.18. 〕  
心身障害児（者）の福祉施策の拡充について〔 4.12. 〕

包括的母子保健・医療体制の確立について  
児童手当の額の引上げについて〔略〕

#### 包括的母子保健・医療体制の確立について

近年、社会経済の変動が著しく、特に環境汚染の問題は、母子の健康にも大きな影響を与えている。このような時期に当たり、国民の保健は母子保健にその基盤を置くという新しい観点で、母子保健対策の長期的展望を策定する必要がある。

母子保健に関連する各種の事業を推進するに当たっての基本理念は、包括的母子保健・医療の思想であり、保健対策、医療対策、福祉対策を相互に関連づけ、医師、看護婦、保健婦、助産婦等の母子保健・医療要員の養成、確保とこれら関係者のチームワークを図りつつ一つの体系の中で推進しなければならない。

包括的母子保健・医療体制については、今後とも長期的な見通しのもとに積極的に整備の推進を図る必要がある。

#### 1 母子健康診査の充実

最近、一般国民の健康への認識が高まり、母子の健康診査に対する需要が増加し、その内容も多様化しているが、そわ対策も、所得制限を撤廃するなど大きく前進している。今後、母子の健康増進、心身障害の発生予防と早期発見のために妊婦健康診査の内容の充実、産婦健康診査の実施、乳児の定期健康診査の充実および幼児（1歳から5歳まで）の定期健康診査を実施するとともに、これらの一般健康診査に伴う精密健康診査については、必要の都度実施するよう配慮すべきである。

#### 2 母子保健指導の充実

健康診査の強化充実に伴い、その効果を一層高めるためにも全妊産婦および全乳幼児の保健指導の充実が必要である。各種保健診査の事後指導の徹底・妊産婦・乳幼児の訪問指導の強化、生活指導（栄養指導、妊産婦体操、赤ちゃん体操等を含む。）育児指導の充実、必要な医療措置に関する指導の徹底を図り、その際、母子健康手帳の十分な活用を図るべきである。

#### 3 母子保健地域組織活動の推進

母子保健事業の成果を挙げるためには、母子保健推進員の増員と全市町村への設置を実現するとともに、これらの推進員の活動を中心とした母子保健地域組織

#### 4.5. 中央児童福祉審議会

当面推進すべき児童福祉対策について  
(48.11.27.)

〔原資料のうち、ここには母子保健の項だけを収録した。原資料の目次および母子保健以外の項の本書における掲載箇所については、次に掲げるとおりである。〕

前文〔略〕

活動を全国的に普及させるよう十分な対策を確すべきである。

また、市町村における母子保健地域組織活動の拠点としての母子健康センターについては、従前の保健指導部門と助産部門を併設したものに限りなく、保健指導部門のみのものの設置、あるいは産褥期の休養・指導部門の設置など、地域の実情に応じ、また、保健所との関連をも考慮して、適切な施設とするように配慮すべきである。

#### 4 国立母子保健総合センターの設置

今後、母子保健事業は、一層専門化の道を進むと思われるが、同時に事業効果を挙げるための総合性も要求されるものである。この基盤となる大型プロジェクト研究、特に心身障害の発生予防、早期発見および治療等の研究を促進し、その成果を行政施策へ積極的に

反映させる必要がある。このため、総合研究、情報サービス、研修、国際活動を行なうわが国母子保健事業の中心となるべき国立母子保健総合センターを設置すること、また、これにあわせて地方母子保健センターの構想を固め、広域行政圏単位にその設置に着手すべきである。

#### 5 母子医療の充実

母子医療については、今後、心身障害の発生予防、児童の健全育成の立場からも、その充実を図る必要がある。その場合、周産期障害対策として妊産婦の入院医療、小児医療対策の強化としての、小児慢性特定疾患の医療については、母子医療対策上重要かつ緊急に解決すべき施策の一つとして、特に配慮が必要である。